

産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し

N O	産業廃棄物収集運搬業			許 可 品 目														ページ
	都道府県・ 政令市	許 可 番 号	許可年月日 及び 有効期限	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	金 属 く ず	ガ ラ ス く ず・ コ ン ク リ ー ト く ず・ 陶 磁 器 く ず	汚 泥	廃 油	紙 く ず	木 く ず	繊 維 く ず	動 植 物 性 残 さ	が れ き 類	感 染 性 産 業 廃 棄 物	廃 酸	廃 ア ル カ リ	動 物 系 固 形 不 要 物	
①	鳥取県	03101004240	令和 5. 7. 6 令和12. 7. 5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		2
②	鳥取市	12811004240	令和 5. 7. 6 令和12. 7. 5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		4
③	兵庫県	02807004240	令和 6. 8. 4 令和11. 8. 3	●														6
	産業廃棄物処分業			許 可 品 目														
④	鳥取市	12841004240	令和 6. 7. 6 令和11. 7. 5	●			●	●		●		●			●	●	●	7
	特別管理産業廃棄物収集運搬業			許 可 品 目														
⑤	鳥取県	03151004240	令和 2. 7. 9 令和 9. 7. 8				●	●						●	●	●		9
⑥	鳥取市	12861004240	令和 2. 7. 9 令和 9. 7. 8				●	●						●	●	●		11
⑦	岡山市	08350004240	令和 7. 4. 8 令和12. 4. 7											●				12

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2
氏 名 公益財団法人鳥取市環境事業公社
代表理事 星見 喜昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和5年7月6日
許可の有効年月日 令和12年7月5日

1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年7月25日 更新許可
5. 積替え許可の有無
鳥取市 ☒ 有 ・ 無 許可番号12811004240
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☐ 無

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	—
(3)	廃酸	—
(4)	廃アルカリ	—
(5)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(6)	紙くず	—
(7)	木くず	—
(8)	繊維くず	—
(9)	動植物性残さ	—
(10)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(11)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(12)	がれき類	—
・ 以上 12 品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・ (5)、(11) 及び (12) にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・ (1)、(5)、(10) 及び (11) にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。		

(備考)

- ・ 「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・ 「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



許可番号 12811004240

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2
氏 名 公益財団法人鳥取市環境事業公社
代表理事 星見 喜昭

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦



許可の年月日 令和 5年 7月 6日
許可の有効年月日 令和12年 7月 5日

1. 事業の範囲
別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
別紙のとおり

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 5年 7月19日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	○
(2)	廃油	—
(3)	廃酸	—
(4)	廃アルカリ	—
(5)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	○
(6)	紙くず	—
(7)	木くず	—
(8)	繊維くず	—
(9)	動植物性残さ	—
(10)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	○
(11)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	○
(12)	がれき類	—

以上12品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、(5)、(11)及び(12)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含み、(1)、(5)、(10)及び(11)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：鳥取県鳥取市秋里字三島765番地8

区分	産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
①	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	10.0m ²	4.33m ³	—
②	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	24.75m ²	22.14m ³	—
③	廃プラスチック類	12.5m ²	8.0m ³	—
④	ガラスくず等	5.1m ²	4.92m ³	—
⑤	廃プラスチック類、金属くず、汚泥 （以上3品目、廃電池に限る。）	1.0m ²	0.18m ³	—
⑥	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目、廃蛍光管に限る。）	5.0m ²	0.55m ³	—

（区分①から⑥にあつては、いずれも石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、区分①、⑤及び⑥にあつては、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み。）



許可番号 第 02807004240 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2

氏 名 公益財団法人鳥取市環境事業公社
理事長 星見 喜昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



許 可 の 年 月 日 令 和 6 年 8 月 4 日

許可の有効年月日 令 和 11 年 8 月 3 日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 1 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年8月4日 新規許可

平成26年8月4日 更新許可

令和元年8月4日 更新許可

令和6年8月4日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2
氏名 公益財団法人鳥取市環境事業公社
理事長 星見 喜昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦

許可の年月日
許可の有効年月日

令和元年7月6日
令和6年7月5日



1. 事業の範囲

(1) 中間処理

	産業廃棄物の種類	中間処理	
		破碎溶解	堆肥化
(1)	汚泥	—	○
(2)	廃油	—	○
(3)	廃酸	—	○
(4)	廃アルカリ	—	○
(5)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールその他これに類するものに限る。)	○	—
(6)	木くず	—	○
(7)	動植物性残さ	—	○
(8)	動物系固形不要物	—	○
・以上8品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。			

(2) 最終処分

	産業廃棄物の種類	最終処分 (埋立)
(1)	汚泥 (鳥取市公共下水道の下水管渠清掃汚泥に限る。)	○
・以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。		

(備考) 「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 8月22日 更新許可

令和2年 9月24日 変更許可 (中間処理 (堆肥化) の追加及び処理品目の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

別紙

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：廃プラスチック類の破碎溶融施設

設置場所	鳥取県鳥取市秋里字三島765番地7	
設置年月日	平成28年7月28日	
処理能力	廃プラスチック類	0.64トン/日 (0.08トン/時間×8時間/日)
保管施設	廃プラスチック類	保管容量234m ³ (保管面積78m ²)

(2) 施設の種類：汚泥等の堆肥化施設

設置場所	鳥取県鳥取市福部町細川543番1外2筆	
設置年月日	平成19年10月10日	
処理能力	24トン/日 (1トン/時間×24時間/日)	
保管施設	汚泥、木くず	保管容量81.6m ³ (保管面積55m ²)
	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物	保管容量45.5m ³ (保管面積35m ²)

(3) 施設の種類：最終処分場（管理型）

設置場所	鳥取県鳥取市伏野字スクモ塚1724番地	
処理能力	埋立面積：2,440m ² 埋立容量：9,875m ³	
許可年月日	昭和56年12月7日（届出） 昭和59年1月11日（変更届）	
許可番号	受環第318号（届出） 受環第312号（変更届）	



許可番号 03151004240

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2
氏 名 公益財団法人鳥取市環境事業公社
代表理事 星見 喜昭

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日

令和2年7月9日

許可の有効年月日

令和9年7月8日

1. 事業の範囲
別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和2年7月30日 更新許可

5. 積替え許可の有無
鳥取市 ☒ 有 ・ 無 許可番号12861004240

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☐ 無

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類	限定内容																										積替え保管の有無					
		限定なし	揮発油類、灯油類及び軽油類	水素イオン濃度指数二・〇以下	水素イオン濃度指数十二・五以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	一・三―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン		セレン又はその化合物	一・四―ジオキサン	ダイオキシン類	その他の限定条件	
(1)	廃油	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—
(2)	廃酸	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
(3)	廃アルカリ	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
(4)	感染性産業廃棄物	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)	汚泥	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
以上5品目。																																	

(備考) 「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。



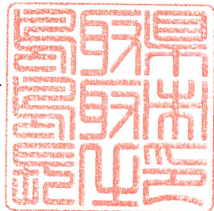
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2
氏名 公益財団法人鳥取市環境事業公社
理事長 星見 喜昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦



許可の年月日 令和2年7月9日
許可の有効年月日 令和9年7月8日

1. 事業の範囲

取り扱いが できる特別管理 産業廃棄物の種類	限定内容																												その他の限定条件	積替え保管の有無		
	限定なし	揮発油類、 灯油類及び軽油類	水素イオン濃度 指数二・〇以下	水素イオン濃度 指数十二・五以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	一・三―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四―ジオキサン			ダイオキシン類	
(1) 廃油	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	
(2) 廃酸	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
(3) 廃アルカリ	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
(4) 感染性産業廃棄物	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
(5) 汚泥	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
	・ 以上 5 品目。																															

(備考) 「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：鳥取県鳥取市秋里字三島765番地1

特別管理産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
感染性産業廃棄物	6.76m ²	14.87m ³	—

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和2年8月4日 更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可番号 第08350004240号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

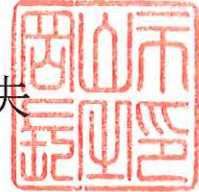
住 所 鳥取県鳥取市秋里1031番地2

氏 名 公益財団法人鳥取市環境事業公社

理事長 星 見 喜 昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫



許 可 の 年 月 日 令和 7 年 4 月 8 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 12 年 4 月 7 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(なし)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

裏面別表のとおり 1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 4月 8日 新規許可

平成28年 2月 5日 許可証書換え(代表者の変更)

令和 2年 4月 8日 更新許可

令和 7年 4月 8日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類			取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無		無																			
					積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																					
			取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容																				
1	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）		-		-																					
2	廃酸（pH2.0以下のもの）		-		-																					
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）		-		-																					
4	感染性産業廃棄物		○		-																					
5	廃PCB等		-		-																					
6	PCB汚染物		-		-																					
7	PCB処理物		-		-																					
8	廃水銀等		-		-																					
9	廃石綿等		-		-																					
10	廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物																									
廃棄物の種類	取扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	-	-		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
汚泥	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃油	-	-		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
廃酸	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃アルカリ	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
銻さい	-	-		-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
ばいじん	-	-		-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え又は保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。